

令和5年度 八女市立黒木小学校「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止への基本的な考え方

- 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。
いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、また他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。
- いじめが行われず、全ての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるように、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに、その再発防止に努める。

2 いじめ問題への対応

(1) いじめの未然防止に向けて

- ① 最重点目標の1つとして弱い者に対して、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさない事を掲げ、その実現に向けて組織的に取り組む。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 道徳や学級活動の中で、「かがやき」「あおぞらⅠⅡ」「八女市人権学習指導資料および追加資料」等を活用し、人権に関する知識や人権感覚を育てる。
- ④ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する自主的な児童会活動に対する支援を行う。
- ⑤ いじめ防止の重要性への理解を深めるための啓発、「わかる授業」の向上に向けた公開授業の実施、学習規律や学び方等の共通理解と共通実践、さらに道徳の時間や学級活動等の時間の充実、人権作文発表や人権週間等における外部講師等の活用を図る。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ① いじめ調査等
いじめの早期発見のため、在籍する児童全員に対して定期的な調査を次の通り実施する。
 - いじめ問題に特化した無記名アンケートの実施（年3回 保護者にも年2回実施）及び 全児童対象の教育相談の実施（年3回）
 - アンケートの実施（毎月第1週）及びアンケートをもとにした教育相談（第2週の火・木の朝の活動）・聞き取り調査
 - 教育相談・調査等の実施（必要に応じて随時）
 - 相談ポストの設置
- ② いじめ相談体制
児童や保護者がいじめに係る相談ができるよう、相談体制を次のように行う。
 - スクールカウンセラー等の活用
 - いじめ相談窓口の設置
- ③ いじめ防止等の対策に従事する人材の確保及び資質の向上
いじめ防止等の対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関わる職員の資質向上を図る。
- ④ インターネット・携帯電話等を通じて行われるいじめに対する対策
○児童及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネット・携帯電話等を通じて送信される情報の特性を踏まえて、これらを通して行われるいじめを防止し、さらに効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、年間計画の中に外部講師を招聘しての研修会、インターネットや携帯電話等の情報モラルについての研修会を位置づける。

(3) いじめへの早期対応として

① いじめ発生時の措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、速やかにいじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導、及びその保護者への助言を継続的に行う。

- ウ いじめを受けた児童が、安心して学習を受けられるための措置が必要と認められるときは、保護者と連携をとりながら措置を講ずる。
- エ いじめ問題に関する関係者間の争いが生じないよう、関係保護者と当該事案に係る情報の共有化を図る必要な措置を取る。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断する事案については、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

② いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

〈構成員〉

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導、関係する担任、養護教諭、SC等

〈活動〉

- ア いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- イ いじめの防止に関すること
- ウ いじめ事案に対する対応に関すること
- エ いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること

〈開催〉

- 毎月1回開催する。また、いじめ事案が発生したとき等については臨時に開催する。
- いじめ早期発見に関するアンケート調査の結果について集計を行い、定期的に全職員に現状についての報告をする。アンケート結果は、児童の在籍中は保管する。
- 職員連絡会では、毎回児童の実態や気になること等を各担任から報告する。

3 いじめ問題への取り組み方針と組織・計画

(1) 本校の実態(課題)

昨年度までに実施しているハイパー QU テスト、生活アンケート調査、いじめに特化したアンケートから、本校児童の実態は以下の通りである。

- ・概ね良好な友人関係を築けている児童が多い。
- ・クラスによって、また、個人によっては、自尊感情が低かったり特定の児童同士でトラブルを抱えていたりして、継続的に指導が必要な児童がいる。

(2) 重点目標

- | | |
|------------------|---------|
| ○学校が楽しい子ども | 毎月90%以上 |
| ○友達と活動するのが楽しい子ども | 毎月80%以上 |
| ○進んで授業に参加する子ども | 毎月80%以上 |
| ○授業が分かる子ども | 毎月80%以上 |

(3) 目標達成への手立て

※次頁参照

4 重大事態への対応について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合には、次の対応をとる。

- (1) 重大事態が発生した旨を、速やかに八女市教育委員会に報告すると共に、八女警察署に相談する。
- (2) 八女市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 組織を中心とし、八女市教育委員会の指示に従いながら、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供すると共に、いじめをした児童の保護者に対しても必要な情報を適切に提供し、連携して対処する。

5 評価

PDC Aサイクルの考え方に従い、次の要領で評価を行いながら、その期間の取組が適切に行われたか否かを検証しながら、いじめ撲滅をめざす取組を強化する。

- (1) 職員会議や毎週の職員連絡会の場で、アンケートや聞き取りの分析結果や気になる子どもの情報交換を行い、取組の在り方、個々の教職員の取組の在り方について共通理解し、協働して対処できるようにする。